(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛媛県西予市野村町野村一六号一〇二三から一六号一〇二五まで
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛媛県松山市米野町乙一八四の一三から乙一八四の二九まで（以上十七筆国有林）、乙一七七の一・乙一七七の一六から乙一七七の一八まで・乙一七八の二三から乙一七八の二八まで・乙一八〇の三三・乙一八三の一・乙一八四の一（以上十五筆について次の図に示す部分に限る。）、乙一七七の一から乙一七七の一〇まで、乙一七七の一二、乙一七七の一三、乙一七七の一五、乙一七七の一九から乙一七七の二九まで、乙一七八の一から乙一七八の二一まで、乙一七八の二九から乙一七八の五一まで、乙一七九の二から乙一七九の七一まで、乙一八〇の二から乙一八〇の三二まで、乙一八〇の三四から乙一八〇の四二まで、乙一八〇の四四から乙一八〇の四六まで、乙一八四の六から乙一八四の一二まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市脇町字戌櫻一一、一九、二八、二九、字上中野四三六、四三八、四三九、四五二、四五三、字川原柴一五三の一、二一七の一、二一八、二二〇、二二三、二二四、二二七の二、二二八の三、二五四、二六一、字暮畑三七の二、三七の四、五三九、五四九の一、五五八、五六〇、五六七、字黒門城一、三、字平帽子五六一、五六二の二、字横倉五五八、字曽江名一一一九の一、一一三七の一、一一九四の一〇、一二〇七、一二一八、字東赤谷名一五二二、一五二三、一五二四の一から一五二四の四まで、字東俣名一七〇二の六、一七一八、一七一九の一、一七一九の二、一七二〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字戌櫻一一・一九・二八・二九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字上中野四三六、四五二、四五三、字川原柴一五三の一、二一七の一、二一八、二二四、二二七の二、二二八の三、二五四・二六一・字暮畑三七の二・五三九・五四九の一・五五八・五六〇・五六七・字平帽子五六一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、五六二の二、字横倉五五八・字曽江名一一一九の一・一一三七の一・一一九四の一〇・一二〇七・一二一八（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字東赤谷名一五二三、一五二四の二、字東俣名一七〇二の六・一七一八・一七一九の一・一七二〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好郡東みよし町東山字内野一、一の二、二の二、四、四の二、四の三、五の二、一二の二、一八の二、二一の二、二二の二、五一、二五八、二五九の一の一から二五九の一の二〇まで、二六〇の一から二六〇の一五まで、二六一の一から二六一の四まで、二六二の一、二六二の二、二六三の一、二六三の二、二六四、二六七、二六七の二、二六八の二、二七一から二七八まで、二八〇の一、二八〇の二、二八一から二八三まで、二八四の一、二八四の二、二八五の一、二八五の三から二八五の五まで、二八八の一〇、二九四、三二六の一、三二六の三、三三二、三三三、三三四の一、三三四の二、三九八の二の二から三九八の二の四まで、字中村